

関東信越税理士会  
熊谷支部4月例会次第

日時 平成27年4月7日(火)  
午前9時30分～  
場所 ホテルガーデンパレス

1. 会務報告

- (1) 3月27日(金) 支部例会・署との協議会
- (2) 3月27日(金) 確定申告慰労会
- (3) 4月1日(水) 正副支部長・署との協議会
- (4) 4月1日(水) 正副支部長・地域長会議
- (5) 4月6日(月) 本会理事会・支部長会

於 ホテルガーデンパレス  
於 ホテルガーデンパレス  
於 熊谷税務署  
於 支部事務局  
於 パレスホテル大宮

2. 会務予定及び連絡事項

- (1) 支部例会・署との協議会  
日時 4月7日(火)午前9時30分～  
場所 ホテルガーデンパレス
- (2) 女性部会  
日時 4月7日(火)午前11時30分～  
場所 ホテルガーデンパレス山水
- (3) 県連理事会  
日時 4月9日(木)午後3時00分～  
場所 パレスホテル大宮
- (4) 支部ゴルフ愛好会コンペ  
日時 4月16日(木)  
場所 熊谷ゴルフ
- (5) 会報部会  
日時 4月17日(金)午後6時00分～  
場所 支部事務局
- (6) 税務支援対策部会  
日時 4月20日(月)午後6時00分～  
場所 支部事務局
- (7) 埼玉土地家屋調査士会熊谷支部定時総会懇親会  
日時 4月21日(火)午後5時00分～  
場所 マロウドイン熊谷
- (8) 研修部会  
日時 4月21日(火)午後6時00分～  
場所 支部事務局
- (9) 正副支部長・署との協議会  
日時 4月23日(木)午後4時20分～  
場所 熊谷税務署
- (10) 正副支部長・地域長会議  
日時 4月23日(木)午後5時5分～  
場所 支部事務局
- (11) 業務対策部会  
日時 4月23日(木)午後6時00分～  
場所 支部事務局
- (12) 埼玉県社会保険労務士会熊谷支部通常総会  
日時 4月24日(金)午後3時00分～  
場所 マロウドイン熊谷
- (13) 広報部会  
日時 4月24日(金)午後6時00分～  
場所 支部事務局

- (14) 青年部会  
 日時 4月27日(月)午後6時00分～  
 場所 支部事務局
- (15) 支部監査会  
 日時 5月7日(木)午後3時00分～  
 場所 支部事務局
- (16) 支部予算編成会議  
 日時 5月7日(木)午後4時00分～  
 場所 支部事務局
- (17) 顧問相談役会議  
 日時 5月7日(木)午後5時30分～  
 場所 いづみ寿司
- (18) 支部理事会  
 日時 5月14日(木)午後3時00分～  
 場所 日本政策金融公庫3F

3. その他の協議報告事項

4. 熊谷支部各部会連絡事項・関連組織連絡事項

5. 支部会員入会・転入・転出・異動等

転出

北原理恵(平成27年3月31日 北陸税理士会へ転出)

事務所変更

小林幹夫

〒366-0824 深谷市西島町3-4-9

TEL 048-578-8640 FAX 578-8641

6. 次回例会予定

日時 5月7日(木) 午前9時30分～ 支部例会・署との協議会  
 バス 午前 9時10分 熊谷駅南口・市役所発

7. 支部ホームページ

ユーザー名	kumazei
パスワード	kuma2012

支部ホームページアドレス <http://www.sakitama.or.jp/tains-k/>

\* 会員専用ページで上記のパスワードを入力し、ログインして下さい。例会資料が見られます。

\* 今後の例会日日程を掲載しました。(平成27年3月27日現在)

5月例会	5月 7日(木)	午前9時30分～
6月例会	6月16日(火)	午後1時20分～
定期総会	6月16日(火)	午後3時30分～

\* 予定ですので変更になる場合もあります。

e-tax・L-taxの利用を推進しましょう。

関東信越税理士会熊谷支部役員名簿

平成27年4月1日 現在

役職名	氏名	分掌	住所	TEL
支部長	中村敏行	登録調査委員	366-0822 深谷市仲町7-21	572-4564
副支部長	陸名久好	綱紀・調査・電子・東部	360-0032 熊谷市銀座6-1-34-1	580-7601
	野本年信	会報・税対・租推・中央	360-0815 熊谷市本石2-13	577-8053
	石澤利一	経理・制度・公益・西部	360-0853 熊谷市玉井1-36	533-7750
	曾根和也	業務・女性・広報・北部	360-0815 熊谷市本石1-269-1	523-9814
	寺山智久	総務・青年・福祉・深谷・大里・県連	366-0042 深谷市東方2-25-7	571-2821
	清水茂昭	研修・情報・南部	360-0012 熊谷市上之3108-5	523-3300
理事	本塚雄一郎	本会常務理事・県連常務理事	360-0815 熊谷市本石1-63	522-1857
	渡辺 実	本会理事・県連副会長	360-0042 熊谷市本町2-136	521-5351
	水野敦史	総務部長	360-0111 熊谷市押切2562-3	536-5658
	中野敦夫	業務対策部長	366-0824 深谷市西島町2-13-11	571-2332
	渡辺 保	経理部長	360-0042 熊谷市本町2-136	521-5350
	油井豊仁	綱紀監察部長	360-0015 熊谷市肥塚477	525-3873
	長谷部好一	会報部長・西部地区委員長	360-0816 熊谷市石原1262-6	525-3843
	中村文男	制度部長	366-0801 深谷市上野台205	571-2540
	小林賢一郎	税務支援対策部長・大里地区委員長	369-0201 深谷市岡2596	585-2527
	吉田貴之	調査研究部長	360-0014 熊谷市箱田2-2-8	521-0334
	福島泰彦	研修部長	360-0847 熊谷市籠原南1-113-3	580-6471
	前島義徳	広報部長	360-0001 熊谷市上中条1017	523-6436
	福島繁夫	青年部長	366-0802 深谷市桜ヶ丘220	571-8242
	南 絹代	女性部長	369-0201 深谷市岡1895-1	585-0155
	小林拓人	情報システム部長	360-0018 熊谷市中央1-77	521-0437
	藤野佳子	福祉共済部長	360-0036 熊谷市桜木町2-35	522-1831
	森戸 裕	公益活動対策部長	360-0033 熊谷市曙町5-25	529-7618
	林 正浩	租税教育推進部長	360-0122 熊谷市小泉863-2	536-4982
	村田克也	電子申告推進特別委員長・東部地区委員長	360-0012 熊谷市上之714-2	501-5001
	吉留良平	会報副部長・中央地区委員長	360-0816 熊谷市石原1-78	522-1402
	大久保秀彦	南部地区委員長	369-0101 熊谷市津田1188	0493-39-0555
	小田部安彦	北部地区委員長	360-0015 熊谷市肥塚887-6	526-5874
	本田 章	深谷地区委員長	366-0041 深谷市東方3768-2	507-6463
	天笠裕司	熊谷地域長	360-0037 熊谷市筑波3-67	524-0296
	小島周二	国保組合長	360-0853 熊谷市玉井2132-13	533-2847
	大谷宏一	政治連盟支局長	360-0833 熊谷市広瀬264-1	522-2040
	土屋政信		366-0823 深谷市本住町10-6	571-1173
木島重雄		360-0013 熊谷市中西2-7-31	522-0064	
増田俊樹		360-0018 熊谷市中央1-77	521-0437	
原 靖		360-0035 熊谷市河原町2-212	527-3276	
監事	竹村宗一	県連監事	360-0856 熊谷市別府5-41	533-5659
	内田守一		366-0026 深谷市稻荷町1-9-46	572-5110

税理士会熊谷支部分掌機関所屬及び派遣税理士名簿

平成27年4月1日

(敬称略五十音順)

機関	総務部	業務対策部	経理部	綱紀監察部	会報部	制度部	税務支援助策部	調査研究部	
部長	水野敦史	中野敦夫	渡辺 保	油井豊仁	長谷部好一	中村文男	小林賢一郎	吉田貴之	
副部长	中村文男 森戸 裕	原 靖	大久保秀彦	松本一良	吉留良平	中澤仁之	中野敦夫		
部 員 名	新井重道 伊藤新吾 金井千尋 澤田勝利 嶋田洋一 高橋 鐵 武田匡哉 富田秀昭 灰野耕二 藤野廣治 堀野富士夫	相原信夫 井上征夫 荻野八郎 木藤久丹江 鈴木 昇 高橋信雄 能見孟俊 萩原直幸 前山信一	中村尚和	木本英男 田代充雄 福島 昭 本塚雄一郎 渡辺 実	新井 叶 大島孝夫 高橋勤二 中村久三郎 中村武司 長澤久雄 龍前篤司	足立憲夫 新井政雄 石川利吉 市原忠男 大谷廣安 大山 亨 桃沢邦夫 櫻井則彦 高橋泰三 田代充雄 橋本久夫	秋池正江 大山 進 岡本祐一 荻原利彦 兼子重雄 神山隆夫 川田 茂 小暮隆史 小林 勇 小林幹夫 小山浩志 近藤 博 相馬広明 戸井田利夫 富岡宏之 中澤一雄 中村尚和 根岸文男 納見 宏 橋本直樹 橋本則彦 本田 章	松本一良	石井喜浩 岩井恒夫 小野博行 亀村昌雄 木村和吉 小林喜一郎 土屋政信 蛭川俊也 森田正男 山川宏之 横室英雄 渡邊慶二 渡辺雅江
部員数	14	11	3	7	9	13	25	14	
担当副部长	寺山智久	曾根和也	石澤利一	陸名久好	野本年信	石澤利一	野本年信	陸名久好	

機関	青年部	女性部	研修部	広報部	情報システム部	福祉共済部	公益活動対策部	租税教育推進部	電子申告推進特別委員会
部長	福島繁夫	南 絹代	福島泰彦	前島義徳	小林拓人	藤野佳子	森戸 裕	林 正浩	村田克也
副部長		須永栄子	林 正浩				蛭川高鋭	福島泰彦	
部 員 会 名	大久保秀彦 栗林昭人 小田部安彦 小林賢一郎 小林拓人 小山浩志 桜澤 敦 武田匡哉 中澤仁之 中村尚和 橋本直樹 長谷部好一 林 正浩 蛭川高鋭 水野敦史 村田克也 吉留良平	秋池正江 井田幸子 柿沼和歌枝 金井千尋 木藤久丹江 櫻井富美子 菅 美子 染谷芙美子 藤野佳子 山本文子 渡辺雅江	井田幸子 柿沼和歌枝 金子治夫 鈴木雄一 染谷芙美子 戸井田浩 藤井一雄 前嶋修身 水野利男	荻野正博 桜澤 敦 柴崎 健 清水 武 鈴木康夫 西田政隆 長谷部信行 武藤伸悟 安原 猛 横村メ彦	姉崎正一 大久保秀彦 小野澤克則 笠原行男 黒須克仁 小島久幸 堀越雄司 前島義邦 増田俊樹 山崎浩成 吉橋 徹	天笠裕司 伊東修二 内田守一 栗林昭人 櫻井富美子 菅 美子 竹村宗一 南 絹代 山本文子	飯島賢二 江森 武 須永栄子 曾根邦夫 武田 哲 角田房司 橋本泰久 林 法政 油井豊仁	大谷宏一 金谷初雄 神田福男 小田部安彦 高岡 洋 中澤仁之 原 靖 蛭川高鋭	大久保匡志 金子良光 木島重雄 小島周二 萩原 篤 濱野高志 福島繁夫
部員数	18	13	11	11	12	10	11	10	8
当副支部長	寺山智久	曾根和也	清水茂昭	曾根和也	清水茂昭	寺山智久	石澤利一	野本年信	陸名久好

顧問
本塚文雄 吉田嘉高
相談役
福島 昭 田代充雄 本塚雄一郎 木本英男 渡辺 実
監事
竹村宗一 内田守一

商工会議所	商工会	深谷商業高校 情報会計専攻科 村田克也
熊谷 深谷 妻沼 寄居 岡部 川本 大里 江南 豊里 花園	原 靖 神山隆夫 戸井田浩 橋本則彦 小林賢一郎 堀野富士夫 林 法政 水野利男 小暮隆史 新井政雄	
		熊谷 武蔵野銀行 松本一良
市民相談室		
熊谷	戸井田利夫	



東部地区 29名

地区委員長 村田克也

氏名	住所	電話番号	FAX番号
天笠裕司	熊谷市筑波3-67 パレスクラシエ302	524-0296	254-0323
飯島賢二	〃 問屋町2-4-18 情報センタービル2F	528-2192	528-2193
石井喜浩	〃 太井2072	522-0988	522-8126
石川利吉	〃 久下2-70	525-4923	528-5095
市原忠男	〃 上之3187-9	521-4060	524-1094
岩井恒夫	〃 筑波3-36	523-1559	522-8271
小野博行	〃 久下4-58	525-9755	525-9755
梶沢邦夫	〃 久下3-198	080-1042-9208	528-0136
木島重雄	〃 中西2-7-31	522-0064	523-8007
小島久幸	〃 中央5-6-57	526-4133	526-4133
櫻井則彦	〃 上之1307-2	525-0804	525-0804
櫻澤 敦	〃 上之2068	525-3500	525-3501
嶋田洋一	〃 中西2-6-14	522-1903	522-1901
清水 武	〃 上之3108-5	523-3300	523-3391
清水茂昭	〃 上之3108-5	523-3300	523-3391
鈴木 昇	〃 筑波1-55	527-7020	527-7021
高橋泰三	〃 上之2068	525-3500	525-3501
高橋勤二	〃 上之2068	525-3500	525-3501
田代充雄	〃 銀座3-97-2	521-1094	525-6437
中村尚和	〃 問屋町2-4-18 情報センタービル2F	528-2190	528-2193
能見孟俊	〃 筑波1-195	524-7272	524-7273
橋本久夫	〃 銀座5-2-1	522-4744	526-3520
前山信一	〃 佐谷田102-1	523-5723	523-5723
松本一良	〃 上之11-7	522-5557	522-5557
村田克也	〃 上之714-2	501-5001	501-7080
山崎浩成	〃 上之2127-3	529-7220	529-7221
陸名久好	〃 銀座6-1-34-1	580-7601	580-7602
龍前篤司	〃 中西2-7-31	522-0064	523-8007
渡邊慶二	〃 上之498-3	524-3328	524-3625







北部地区 35名

地区委員長

小田部安彦

氏名	住所	電話番号	FAX番号
姉崎正一	熊谷市上川上577-1	529-7480	529-7481
井田幸子	〃 弥藤吾1483-1	588-0572	501-5724
井上征夫	〃 下奈良561-23	523-0665	523-0665
大島孝夫	〃 箱田7-5-13	521-6041	521-6816
金谷初雄	〃 永井太田1271	588-2087	588-2087
亀村昌雄	〃 箱田6-12-11	523-7169	523-6790
金子治夫	〃 肥塚392-2	524-3861	580-3170
神田福男	〃 飯塚1582	577-8218	588-2545
木本英男	〃 中央3-108	525-7188	525-5190
栗林昭人	〃 柿沼726-7	577-5875	577-5876
小田部安彦	〃 肥塚887-6	526-5874	523-7525
小林 勇	〃 中央2-46	521-6411	520-3032
小林拓人	〃 中央1-77	521-0437	522-1191
櫻井富美子	〃 箱田2-2-8	521-0334	521-4506
澤田勝利	〃 妻沼東3-78-1	589-0987	589-0987
鈴木康夫	〃 肥塚586-13	525-9339	527-3157
鈴木雄一	〃 柿沼847-22	525-3738	507-9445
須永栄子	〃 肥塚887-6	526-5874	523-7525
戸井田浩	〃 西野534-4	588-2751	588-7160
戸井田利夫	〃 上根613	567-3210	567-3210
長澤久雄	〃 中西1-7-1	522-1866	524-5188
中村武司	〃 上中条1007-3	594-6858	594-6857
萩原直幸	〃 中央1-77	521-0437	522-1191
橋本泰久	〃 中央1-206	580-3840	580-3841
藤井一雄	〃 下奈良67-4	522-3329	522-3329
堀越雄司	〃 弥藤吾48 昭和ビル3F	588-1229	588-6158
前嶋修身	〃 中央1-218	526-0811	524-8522
前島義邦	〃 上中条1017	523-6436	523-6830
前島義徳	〃 上中条1017	523-6436	523-6830
増田俊樹	〃 中央1-77	521-0437	522-1191
森田正男	〃 中央1-77	521-0437	522-1191
山川宏之	〃 肥塚887-6	526-5874	523-7525
油井豊仁	〃 肥塚477-4	525-3873	525-3873

吉田嘉高	〃 箱田2-2-8	521-0334	521-4506
吉田貴之	〃 箱田2-2-8	521-0334	521-4506

深谷地区 36名

地区委員長 本田 章

氏名	住所	電話番号	FAX番号
相原信夫	深谷市天神町2-50	572-3489	573-1345
秋池正江	〃 宿根499-2	598-8260	598-8261
足立憲夫	〃 栄町14-22	594-7791	594-7784
内田守一	〃 稲荷町1-9-46	572-5110	573-7328
大久保匡志	〃 稲荷町2-14-5	598-3522	598-3523
荻野正博	〃 上野台203	571-5541	573-3870
荻原利彦	〃 蓮沼854-13	571-6568	571-6568
笠原行男	〃 栄町14-22	594-7791	594-7784
金子良光	〃 中瀬825-2	587-2971	587-2971
神山隆夫	〃 東方3390-3	532-8555	050-3730-4438
木藤久丹江	〃 深谷町9-1	573-5045	551-5556
黒須克仁	〃 上柴町東5-15-20 関口ビル2F	575-5755	575-5733
小暮隆史	〃 中瀬112	587-2416	587-2254
小林幹夫	〃 西島町3-4-9	578-8640	578-8641
高岡 洋	〃 上野台3380-5	571-8981	571-9360
高橋 鐵	〃 上柴町西4-17-3	571-4619	571-8158
高橋信雄	〃 天神町2-50	572-3489	573-1345
武田 哲	〃 稲荷町1-9-46	572-5110	573-7328
武田匡哉	〃 稲荷町1-9-46	572-5110	573-7328
土屋政信	〃 本住町10-6	571-1173	574-1479
角田房司	〃 稲荷町1-2-4	571-3434	571-3434
寺山智久	〃 東方町2-25-7	571-2821	572-4554
富岡宏之	〃 国済寺620-3	572-1370	572-1370
中澤仁之	〃 稲荷町2-4-38	580-4114	580-4115
中野敦夫	〃 西島町2-13-11	571-2332	571-0867
中村久三郎	〃 上野台205	571-2540	571-2541
中村文男	〃 上野台205	571-2540	571-2541
中村敏行	〃 仲町7-21	572-4564	573-5710
根岸文男	〃 原郷2102	572-5901	572-5901
灰野耕二	〃 上柴町西5-12-6	572-0883	573-0705
萩原 篤	〃 田所町13-30	573-0025	573-0026
濱野高志	〃 東方町2-25-7	571-2821	572-4554
福島 昭	〃 桜ヶ丘220	571-8242	571-8994

福島繁夫	〃 桜ヶ岡 2 2 0	5 7 1 - 8 2 4 2	5 7 1 - 8 9 9 4
本田 章	〃 東方 3 7 6 8 - 2	5 0 7 - 6 4 6 3	5 0 7 - 6 4 6 3
横村又彦	〃 榎合 3 7 1	5 7 1 - 2 0 3 5	5 7 1 - 3 1 4 9

大里地区 11名

地区委員長 小林賢一郎

氏名	住所	電話番号	FAX番号
新井 叶	深谷市武蔵野 3 0 9 7	5 8 4 - 2 0 7 1	5 8 4 - 0 1 2 7
新井政雄	〃 武蔵野 2 2 7 7 - 1	5 8 4 - 6 4 8 8	5 8 4 - 6 5 0 1
兼子重雄	寄居町大字寄居 1 4 9 - 1 0	5 0 7 - 1 4 4 2	5 0 7 - 1 4 4 2
相馬広明	〃 大字寄居 3 7 0 - 5	5 8 1 - 3 6 2 3	5 8 0 - 1 2 0 4
中澤一雄	〃 大字用土 5 4 4 1 - 1 2	5 9 4 - 8 0 5 0	5 9 4 - 8 0 2 6
橋本則彦	〃 寄居 1 2 3 8 - 4	5 8 6 - 1 5 5 6	5 8 6 - 1 5 6 1
小林喜一郎	深谷市岡 2 5 9 6	5 8 5 - 2 5 2 7	5 8 5 - 1 1 2 5
小林賢一郎	〃 岡 2 5 9 6	5 8 5 - 2 5 2 7	5 8 5 - 1 1 2 5
南 絹代	〃 岡 1 8 9 5 - 1	5 8 5 - 0 1 5 5	5 8 5 - 0 1 5 5
山本文子	寄居町赤浜 7 7 3 - 1	5 8 2 - 3 1 1 5	5 8 2 - 3 3 1 4
吉橋 徹	〃 寄居 1 4 5 6 - 1 2	5 9 4 - 7 1 0 9	5 9 4 - 7 1 1 9

準会員 3名

氏名	住所	電話番号	FAX番号
飯島寛祐	東京都立川市柴崎町 3 - 1 0 - 1 0	042 - 525 - 4584	042 - 525 - 7850
大久保毅	行田市長野 2 - 2 9 - 3 3	048 - 556 - 6195	048 - 553 - 0171
松島宏明	群馬県桐生市相生町 2 - 5 2 5 - 2 3	0277 - 55 - 0207	0277 - 55 - 0209

税理士法人

税理士法人名	税理士	電話番号	FAX番号
税理士法人第一経営熊谷事務所	柿沼和歌枝	533-8354	533-8336
	菅 美子	〃	〃
税理士法人武蔵経営	龍前篤司	522-0064	523-8007
	木島重雄	〃	〃
MMG税理士法人	本塚文雄	522-1857	521-7007
	本塚雄一郎	〃	〃
税理士法人武田事務所	武田 哲	572-5110	573-7328
	内田守一	〃	〃
	武田匡哉	〃	〃
税理士法人せいえん事務所	笠原行男	594-7791	594-7784
	足立憲夫	〃	〃
税理士法人東京さくら会計事務所	橋本直樹	528-6630	528-6604
税理士法人西田経理事務所	西田政隆	522-1402	525-8035
	吉留良平	〃	〃
税理士法人T&S灰野税理士事務所	灰野耕二	572-0883	573-0705
PDC税理士法人	萩原直幸	521-0437	522-1191
	小林拓人	〃	〃
	増田俊樹	〃	〃
	森田正男	〃	〃
吉田・櫻井税理士法人	吉田嘉高	521-0334	521-4506
	吉田貴之	〃	〃
	櫻井富美子	〃	〃
税理士法人曾根会計事務所	曾根和也	523-9814	522-7953
税理士法人大久保会計熊谷事務所	大久保秀彦	0493-39-0555	0493-39-0555
エヌケイ税理士法人	能見孟俊	524-7272	524-7273
辻・本郷税理士法人 深谷支部	高橋 鐵	571-4619	571-8158
税理士法人前嶋事務所	前嶋修身	526-0811	524-8522

支部会員 165名 準会員 3名 税理士法人 15 (27名)

熊谷支部事務局〒360-0041熊谷市宮町2-144 コーポピアネーズ203

TEL521-3312 FAX521-9612







平成26年度 関東信越税理士会 熊谷 支部の要請した研修結果報告書  
 (研修細則第11条による)

月日	時間	科目	研修内容	講師	会場
4月7日	2		平成26年税制改正 国税不服審判所の現場 から見た審査請求手続 き	望月 茂 先生	熊谷・デ・パ・ビス
5月7日	2		改正税理士法	石井 亮 先生	熊谷・デ・パ・ビス
8月7日	1		国会研修	宮倉祐二会長	熊谷・デ・パ・ビス
9月17日	2		書面添付研修	小泉龍司議員	衆議院会館
10月7日	1		税理士法	熊谷税務署担当官	熊谷・デ・パ・ビス
12月4日	1		農業青色申告・雑損控 除研修	熊谷税務署総務課長 松谷正太郎	熊谷・デ・パ・ビス
1月14日	2		平成26年度確定申告研 修	熊谷税務署担当官	熊谷・デ・パ・ビス
2月9日	4		東北の研修	熊谷税務署担当官	熊谷・デ・パ・ビス
11月6日	4			岩下忠吾 先生	熊谷・デ・パ・ビス
回	19時間				

一、参加奨励のための具体的方策について

二、受講料等の会費徴収（その金額）について

日時 平成27年4月7日(火)  
9時30分～  
場所 ホテルガーデンパレス

## 税理士会熊谷支部と関係機関との協議会

1 支部長あいさつ

2 税務署長あいさつ

3 県税事務所長あいさつ

4 税務署からの連絡事項

(1) 署内レイアウトの変更について

(総務課)

4月13日(月)から署内を通常期のレイアウトに変更いたします。

文書の提出・納税証明書の請求及び発行・税金の納付は、確定申告期前と同様に1階の管理運営部門窓口で行います。

- (2) e-Taxの一層の普及及び定着について (総務課)  
個人の所得税・消費税及び法定調書合計表の提出におきましては、e-Tax を利用していただき、ありがとうございました。  
先生方のご協力によって、利用件数も順調に伸びております。  
また、e-Taxの利用率向上のためには、3月決算法人の確定申告における利用が必要不可欠となりますので、是非、e-Taxの利用をお願いいたします。
- (3) 税理士・税理士法人に対する懲戒処分等の考え方について (総務課)  
税理士及び使用人等の綱紀保持については、日頃からご留意いただきありがとうございます。  
「税理士・税理士法人に対する懲戒処分等の考え方」が改正されておりますので、別添1「税理士に対する懲戒処分(平成27年3月版)」を参考に、改正点等についてご確認ください。
- (4) 関与先名簿等の提出について (総務課)  
別添2「関与先及び事務所使用人等状況表」及び別添3「関与先名簿」の提出について、依頼文書を4月中旬に発送させていただく予定です。  
提出期限は5月15日(金)を予定しておりますので、ご理解とご協力のほどよろしくをお願いいたします。
- (5) 平成26年確定申告分の口座振替日について (管理運営部門)  
申告所得税及復興特別所得税・・・平成27年4月20日(月)  
消費税及地方消費税(個人事業者)・・・平成27年4月23日(木)  
※ 関与先に対し、振替日前の残高確認を指導願います。
- (6) 「振替納税のお知らせ(ハガキ)」の発送について (管理運営部門)  
発送日・・・平成27年4月14日(火)  
発送方法・・・国税局において一括発送  
対象者  
申告所得税：振替納税利用者のうち前回分振替不能者及び新規振替利用者  
消費税：振替納税利用者  
※ e-Tax利用者については、メッセージボックスに格納します。

(7) 督促状の発送予定について (管理運営部門)

振替納税未利用者：平成 27 年 4 月 24 日 (金)

振替納税利用者：平成 27 年 5 月 14 日 (木)

(8) 「法定調書合計表」の未提出者に対する督促について (管理運営部門)

「法定調書合計表」の未提出者に対し、4 月中旬に文書による督促を実施する予定です。

関与先から問合せ等があった場合には、ご指導をお願いいたします。

(9) 所得税及び消費税確定申告の見直し・確認の実施について (個人課税部門)

所得税及び消費税の確定申告において、計算誤り、添付書類が不足している方などに見直し・確認の文書を発送します。

見直ししていただいた結果、税額が増加する場合には自主的に修正申告書を、税額が減少する場合は更正の請求書の提出をお願いするものです。

関与先から、文書が届いたと相談がありましたら、ご指導をよろしくお願いいたします。

なお、見直しの内容についてご不明な点がございましたら、文書の下段に担当者名が記載されておりますので、電話で問い合わせください。

(10) 源泉所得税の納付照会について (法人課税部門)

平成 26 年中の源泉所得税の納付が確認できない源泉徴収義務者に対し、ハガキや電話による問合せを行っております。関与先から相談等がございましたら早期に納付していただきますようご指導願います。また、給与等支給金額、税額などの確認のために、関与税理士の方あてに連絡させていただくこともございますので、ご協力願います。

(11) 新設法人に対する書面照会について (法人課税部門)

平成 25 年 7 月以降設立された法人等に対し、事業内容等についての文書照会を行っております。平成 26 年 2 月～9 月決算までの法人については既に 3 月 24 日付で発送しており、平成 26 年 10 月～12 月決算の法人については 4 月 21 日 (火) に発送する予定です。関与先からの問い合わせ等ございましたら、お手数ですが回答にご協力をお願いします。

添付書類

- 1 「税理士に対する懲戒処分（平成 27 年 3 月版）」 (総務課)
- 2 「関与先及び事務所使用人等状況表」 (総務課)
- 3 「関与先名簿」 (総務課)

机上配付資料

「法人の県民税、事業税、地方税法人特別税の申告は e L T A X をご利用ください！」  
(県税事務所)

## 税理士に対する懲戒処分

～ 税理士・税理士法人に対する懲戒処分等の考え方 ～

- 平成27年1月中に懲戒処分を受けた税理士等35名（当局管内は4名）について、平成27年1月30日付の官報（号外）に公告されました。

なお、平成27年3月2日現在において、懲戒処分を受け税理士業務の停止又は禁止期間中の税理士等は全国で54名（当局管内は7名）おり、国税庁ホームページに掲載されています。

今回は、改正された「税理士・税理士法人に対する懲戒処分等の考え方」について、確認したいと思います。

### 税理士等の懲戒処分等

- 税理士の皆さんには、税理士法において「納税義務の適正な実現を図る」（税理士法第1条）という社会的、公共的な使命が課されています。一方で、税理士業務（税務代理、税務書類の作成、税務相談）については、税理士等以外の者が行ってはならないとし、税理士の独占業務とされています。（税理士法第2条、第52条）

それだけに、税理士法には様々な税理士等の義務や禁止に係る規定が設けられており、これに違反した場合には、財務大臣による懲戒処分等に付す規定も設けられています。

### 税理士法違反行為と懲戒処分等の量定

- 「税理士・税理士法人に対する懲戒処分等の考え方（平成20年財務省告示第104号）」は、平成27年1月30日付の財務省告示第35号で改正され、次のとおり公表されています。

なお、改正された事項は下線を付しました。

- 税理士・税理士法人に対する懲戒処分等の量定（処分の種類や停止期間）の判断に当たっては、不正行為ごとの量定の考え方を基本としつつ、

- ① 不正行為の性質、態様、効果等
- ② 税理士の不正行為の前後の態度
- ③ 懲戒処分等の前歴
- ④ 選択する懲戒処分等が他の税理士及び社会に与える影響
- ⑤ その他個別事情

を総合的に勘案して、決定することとしています。

- 税理士の使用人等が不正行為を行った場合の使用人等である税理士等に対する懲戒処分は、次のとおりとなります。

1 使用人等の不正行為を使用者税理士等が認識していたときは、その使用者税理士等がその不正行為を行ったものとして懲戒処分をすることとしています。

2 使用人等の不正行為を使用者税理士等が認識していなかったときは、内部規律や内部管理体制に不備があること等の事由により、認識できなかったことについてその使用者税理士等に相当の責任があると認められる場合には、その使用者税理士等が過失によりその不正行為を行ったものとして懲戒処分をすることとしています。

1 又は2に該当しないときでも、使用人等が不正行為を行ったことについて使用者税理士等の監督が適切でなかったと認められる場合には、その使用者税理士等が税理士法第41条の2（使用人等に対する監督義務）の規定に違反したものとして懲戒処分をすることとしています。

なお、税理士法人の社員税理士が不正行為を行った場合にも、1又は2と同様の処分をすることとしています。

○ 「附則」において、「この告示は、平成27年4月1日以後にした不正行為に係る懲戒処分等について適用し、平成27年3月31日以前にした不正行為に係る懲戒処分等については、なお従前の例による。」としています。

○ 主な違反行為とその懲戒処分等の量定の考え方については、次のとおりとなります。

1 税理士が、税理士法第45条第1項又は第2項（脱税相談等をした場合の懲戒）の規定に該当する行為をしたとき

(1) 故意に、真正の事実と反して税務代理若しくは税務書類の作成をしたとき、又は税理士法第36条（脱税相談等の禁止）の規定に違反する行為をしたとき（税理士法第45条1項）  
⇒ 税理士の責任を問い得る不正所得金額等（隠ぺいし又は仮装したところの事実に基づく所得金額、課税価格等）の額に応じて、6月以上2年以内の税理士業務の停止又は税理士業務の禁止

(2) 相当の注意を怠り、真正の事実と反して税務代理若しくは税務書類の作成をしたとき、又は税理士法第36条（脱税相談等の禁止）の規定に違反する行為をしたとき（税理士法第45条2項）  
⇒ 税理士の責任を問い得る申告漏れ所得金額等（修正申告書の提出等に係る所得金額等）の額に応じて、戒告又は2年以内の税理士業務の停止

2 税理士が、税理士法第46条（一般の懲戒）の規定に該当する税理士の信用又は品位を害する行為（税理士法第37条違反）をしたとき

(1) 自己脱税（自己（自己が代表者である法人又は実質的に支配していると認められる法人を含む。）の申告について、不正所得金額等があるとき。）

⇒ 不正所得金額等の額に応じて、2年以内の税理士業務の停止又は税理士業務の禁止

(2) 多額かつ反職業倫理的な自己申告漏れ（自己（自己が代表者である法人又は実質的に支配していると認められる法人を含む。）の申告について、申告漏れ所得金額等が多額で、かつ、その内容が税理士としての職業倫理に著しく反するようなものをいう。上記1及び2の（1）の場合を除く。）

⇒ 申告漏れ所得金額等の額に応じて、戒告又は2年以内の税理士業務の停止

(3) 調査妨害（税務代理をする場合において、税務職員の調査を妨げる行為等をしたとき。）

⇒ 行為の回数、程度に応じて、2年以内の税理士業務の停止又は税理士業務の禁止



- (4) 税理士業務を停止されている税理士への名義貸し（自己の名義を他人に使用させたとき。）  
⇒ 名義貸しを受けた者の人数、名義貸しを受けた者が作成した税務書類の件数、名義貸しをした期間、名義貸しにより受けた対価の額に応じて、2年以内の税理士業務の停止又は税理士業務の禁止
- (5) 業務け怠（委嘱された税理士業務について正当な理由なく怠ったとき。）  
⇒ 戒告又は1年以内の税理士業務の停止
- (6) 税理士会の会費の滞納（所属する税理士会（県連合会及び支部を含む。）の会費を正当な理由なく長期にわたり滞納するとき。）  
⇒ 戒告
- (7) その他反職業倫理的行為（上記以外の行為で、税理士としての職業倫理に反するようなことをしたとき。）  
⇒ 戒告、2年以内の税理士業務の停止又は税理士業務の禁止
- 3 税理士が、税理士法第37条の2（非税理士に対する名義貸しの禁止）の規定に違反したとき  
⇒ 名義貸しを受けた者の人数、名義貸しを受けた者が作成した税務書類の件数、名義貸しをした期間、名義貸しにより受けた対価の額に応じて、2年以内の税理士業務の停止又は税理士業務の禁止
- 4 税理士が、税理士法第41条の2（使用人等に対する監督義務）の規定に違反したとき  
⇒ 戒告、1年以内の税理士業務の停止
- 5 税理士が、税理士法第42条（業務の制限）の規定に違反したとき  
⇒ 同条に違反して税務代理をした件数、税務書類を作成した件数、税務相談に応じた件数に応じて、2年以内の税理士業務の停止又は税理士業務の禁止
- 6 税理士が、税理士業務の停止の処分を受け、その処分に違反して税理士業務を行ったとき  
⇒ 税理士業務の禁止
- 7 税理士法人に対しても、税理士法若しくは税理士法に基づく命令に違反し、又は運営が著しく不当と認められるときは、その量定の判断要素及び量定の範囲により、税理士法人に対する処分を決定することとしています。（税理士法第48条の20）  
⇒ 戒告、2年以内の業務の全部若しくは一部の停止又は解散

## 懲戒処分を受けた場合

- 税理士に対する懲戒処分には、①戒告、②1年以内の税理士業務の停止（平成27年4月1日以降「1年→2年」）、③税理士業務の禁止の3種類があります。（税理士法第44条）

戒告については、税理士業務を行うことに制限を受けませんが、税理士業務の停止及び税理士業務の禁止になると、業務停止期間中又は業務禁止後は、税務代理、税務書類の作成、税務相談の税理士業務を行ってはならないこととなります。また、税理士事務所の看板掲出や税理士の肩書入り名刺の使用もできなくなります。

特に、税理士業務の禁止処分を受けた者は、税理士としての欠格条項に該当し、処分を受けた日から3年を経過する日まで税理士となる資格を有しないこととなります。その結果、税理士登録を抹消され、税理士会を退会することとなります。（税理士法第4条第七号、第26条第1項第四号）

なお、税理士業務の禁止処分を受けた者又は業務停止期間中の税理士が、税理士業務を行った場合には、刑事罰である懲役又は罰金に処されることがあります。（税理士法第59条第1項第三号、第60条第三号）

- ※ 今般の税理士法改正により、税理士法第37条の2（非税理士に対する名義貸しの禁止）に違反した場合、罰則規定（税理士法第59条第1項第二号（2年以下の懲役又は100万円以下の罰金））が新設されています。

平成 年 月 日

税務署長 殿

事務所等所在地	
事務所等の名称	
税理士氏名又は 代表者氏名	印

## 関与先及び事務所使用人等状況表

## 1 関与先の状況（4月1日現在の関与先件数）

関与先所轄税務署名	関与先件数	
	法人（件）	個人（件）
合 計		

## 2 事務所使用人等の状況（4月1日現在の使用人等人数）

使用人等人数	男性（人）	女性（人）	合 計
	内	内	内

(注) 内書きには、事務所使用人等のうち、社員税理士又は所属税理士の登録区分で税理士登録している者の人数を記載してください。

平成 年 月 日

関 与 先 名 簿

所轄税務署	税務署
-------	-----

事務所等所在地	
事務所等の名称	
税理士氏名又は 代表者氏名	印

氏 名・名 称	納 税 地	関与開始年
		昭和 年
		平成 年
		昭和 年
		平成 年
		昭和 年
		平成 年
		昭和 年
		平成 年
		昭和 年
		平成 年
		昭和 年
		平成 年
		昭和 年
		平成 年
		昭和 年
		平成 年
		昭和 年
		平成 年
		昭和 年
		平成 年
		昭和 年
		平成 年

- (注) 1 この名簿は、4月1日現在の関与先について、所轄税務署別に、法人・個人の順にまとめて記載し、事務所を所轄する税務署に提出してください。  
 なお、事務所を所轄する税務署以外の関与先については、2部作成し提出してください。
- 2 用紙の規格がA4判であり、記載項目が当様式の項目の全てを含むものであればパソコン等で作成したもので差し支えありません。

※平成27年3月16日から埼玉県で電子納税ができるようになりました！（裏面参照）

eLTAX(エルタックス)利用のメリット

- 申告、申請・届出、納税の手続きを、オフィスや自宅のパソコンなどから行うことができます。
- 複数の地方公共団体への申告を一度に送信できます。(eLTAX利用団体あてに限ります。)
- 市販のeLTAX対応財務会計ソフトで作成した申告データを活用できます。(無料配布ソフトのPCdesk(ピーシーデスク)もあります。)

※詳しい手続きはWebで！  
検索エンジンで「eLTAX」を検索

eLTAX

検索

① 手続きは簡単！（概要は以下のとおり）

【電子申告】  
予定申告 中間申告  
確定申告 修正申告など

【電子申請・届出】  
法人設立・設置届出  
異動届出 延長申請・届出

eLTAXのホームページで利用届出を行い、利用者IDを取得します。

※以下の場合には届出不要です。

- ・すでにIDをお持ちの場合
- ・電子申請・届出だけの利用で電子証明書をお持ちの場合

※届出には以下の準備が必要です。

- ・インターネット及びJavaなどが利用できるパソコン環境
- ・e-mailのアドレス
- ・電子証明書(利用者IDを持つ法人が申告等を税理士に依頼する場合は不要。)

eLTAXで作成する  
申請・届出書を選択  
します。また提出先  
を選択します。

PCdeskまたはeLTAX対応  
ソフトウェアを入手します。

利用者情報を入力・確認します。

申告、申請・届出データを作成します。

※税理士の方が代理人として申告する場合は、納税者切替を行い代理人として操作してください。

電子証明書を使用して電子署名を添付します。

※利用者IDを持つ法人が、税理士の方に申告書等の作成・送信を依頼する場合は不要です。

申告、申請・届出データを送信します。

電子納税の手続きへ(裏面に続く)



## (表面) 電子申告の手続きから

### 【電子納税】の手続き

電子納税を行う申告データを選択し、「納付情報発行依頼」をします。

納付情報を受け取ります。

※納付情報を確認できるのは納税者本人だけです。

ペイジーを使い金融機関から納付します。

※ ペイジーとは金融機関のインターネットバンキングやモバイルバンキング、ペイジー対応ATMに納付情報を入力して、税金などを電子的に納付するサービスの総称です。

※ 初めてインターネットバンキング等を利用される場合は、あらかじめ金融機関に対し申込みが必要です。(埼玉県の税金が扱える金融機関に限ります。詳しくは各金融機関にお問い合わせください。)

※ ペイジーで納付の場合は領収証書が発行されません。領収証書が必要な場合は従来どおり、納付書により金融機関の窓口で納付してください。

## 電子納税利用の注意事項

【Q. いつから利用できるの?】

A. 平成27年3月16日から利用できます。

【Q. なんの税金で利用できるの?】

A. 埼玉県に対する法人県民税及び法人事業税・地方法人特別税の納付です。制度未導入の他県や市町村税の納付はできません。

【Q. 見込納付はできないの?】

A. 可能です。(納税者本人のみ。)延滞金等の納付も可能です。(自動計算機能はありません。)

【Q. 利用可能な時間は?】

A. eLTAXの利用時間は8:30から24:00です。(土日、祝日、年末年始を除く。)なお、21時~24時の受付データはすべて翌日の処理になります。さらに申告データの受付から納付情報発行までは通常、30分程度の時間が必要です。(手続きが集中するときなど1時間以上を要する場合があります。)またペイジーの納付手続きが可能な時間は金融機関によって異なります。納期限までに納付できるよう、時間的余裕を持って手続きしてください。

【Q. 税理士に依頼できないの?】

A. 税理士の方が可能な手続きは、電子申告の送信者で、かつ、当該申告に代理人として設定されている場合に「納付情報発行依頼」を行うところまでになります。

※詳しい手続きはWebで！  
検索エンジンで「eLTAX」を検索

eLTAX

検索

## 問い合わせ先

■ eLTAXの利用、手続き、操作方法等については、eLTAXのホームページをご覧ください。

※不明の場合はヘルプデスクにお問い合わせください。

■ eLTAX対応ソフトウェアの操作方法等については、各ソフトの相談窓口にお問い合わせください。

■ ペイジー納付(インターネットバンキング等)の操作については各金融機関にお問い合わせください。

■ 申告、申請・届出の内容や審査等については下記県税事務所にお問い合わせください。

(申告、申請等・・・課税(法人)担当、電子納税・・・管理担当、納税相談・・・納税担当)

県税事務所	電話番号	県税事務所	電話番号	県税事務所	電話番号
さいたま県税	048-822-5526	所沢県税	04-2995-2135	熊谷県税	048-523-2036
川口県税	048-252-3572	飯能県税	042-972-0441	行田県税	048-556-5094
上尾県税	048-772-7140	東松山県税	0493-23-8906	春日部県税	048-737-2206
朝霞県税	048-463-1672	秩父県税	0494-23-2121	越谷県税	048-962-2218
川越県税	049-242-1662	本庄県税	0495-22-6100	税務課	048-830-2657

eLTAXホームページ

(<http://www.eltax.jp/>)

☎0570-081459(ハイシコク)